

三浦運輸株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年 1月 1日 ～ 2030年 12月 31日までの 5年間
2. 内容

次世代育成支援対策推進法に基づく目標

目標1：計画期間中に「男女ともに育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育児取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを社員に配布、説明し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 2026年 2月 ～ 育児休業制度に関する資料の配布、説明を行い社員へ周知

目標2：小学校就学前の子を持つ社員が、就業しつつ子を養育することを容易にするための養育両立支援休暇制度（年/11日）を導入。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 2026年 2月 ～ 制度の導入、社内会議などによる社員への周知

目標3：2030年12月までに、会社全体の平均時間外労働を10時間未満にする。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 法定時間外労働の原因の分析等を行う
- 2026年 4月 ～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 2026年 6月 ～ 社内報などによる社員への周知

女性活躍推進法に基づく目標

目標4：2030年12月までに、社員に占める女性社員の割合を40%以上にする。

<対策>

- 2026年 1月 ～ 女性の採用拡大に向けた働きやすい職場環境を整備
- 2027年 4月 ～ 採用活動を開始